

香川県条例第31号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(県税に関する過料)</p> <p>第25条 正当な事由がなくて、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>(1) 納税義務者又は特別徴収義務者が法第72条の55第1項若しくは第3項、<u>第74条の10第1項から第3項まで若しくは第122条第1項の規定又は前条（鉱区税に係るものを除く。）</u>、第44条、<u>第47条第1項若しくは第3項</u>、第90条若しくは第94条の規定によって申告又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかったとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）<u>並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「寄附金」と総称する。）</u>のうち、県民の福祉の増進に寄与</p>	<p>(県税に関する過料)</p> <p>第25条 正当な事由がなくて、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>(1) 納税義務者又は特別徴収義務者が法第72条の55第1項若しくは第3項の規定又は前条（鉱区税に係るものを除く。）、第44条、第47条第1項、<u>同条第3項</u>、第90条若しくは第94条の規定によって申告又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかったとき。</p> <p>(2) 法第145条第2項に規定する自動車の売主が第90条の2の規定によって報告すべき事項について報告をしなかったとき。</p> <p>(3) 法第742条第1項又は第3項の規定によって知事が指定した償却資産の所有者が法第745条第1項の規定によって準用する法第383条の規定によって申告すべき事項について申告をしなかったとき。</p> <p>2・3 略</p> <p>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</p> <p>第33条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（<u>同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下同じ。</u>）のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの</p>

する寄附金として規則で定めるもの

(生活路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対する自動車税の減免)
第91条の5 知事は、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(知事が地方バス路線の運行を維持するために交付する補助金のうち規則で定めるものを前年度に受けた者に限る。)が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスで、規則で定める路線の運行の用に供されるもののうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 略

附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

29 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第12項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

30 略

(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)

31 法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線は、地域の公共交通の確保又は維持を支援するために国から交付される補助金の交付の対象となる路線のうち、規則で定めるものとする。

(税率の引上げに伴い提出する軽油引取税の申告書に記載する事項)

(生活路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対する自動車税の減免)
第91条の5 知事は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者(知事が地方バス路線の運行を維持するために交付する補助金のうち規則で定めるものを前年度に受けた者に限る。)が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバス(これに代わるものを含む。次項において同じ。)で、規則で定める路線の運行の用に供されるもののうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 略

附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

29 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「申告書を」とあるのは「申告書に、当該住宅が法附則第11条第12項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

30 略

(税率の引上げに伴い提出する軽油引取税の申告書に記載する事項)

32 略

33～42 略

(特別還付金の支給)

43 租税特別措置法第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金（以下「対象保険年金」という。）に係る同項第2号に規定する保険金受取人等に該当する者のうち、対象保険年金に係る所得が生じた年（平成12年以降の年に限る。）の翌年の1月1日において法第24条第1項第1号に掲げる者に該当していたもの又はその相続人（包括受遺者を含む。以下「対象保険年金に係る納税義務者等」と総称する。）について、法第17条の5第2項の規定により、当該対象保険年金の支払を受けた年の所得に対する個人の県民税の税額を減少させる賦課決定をすることができないときは、知事は、当該対象保険年金に係る納税義務者等からの申請（規則で定める日から起算して1年以内に行われたものに限る。次項において同じ。）により、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、当該賦課決定をすることをしたならば、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し還付することとなる過誤納金に相当する額と、その還付加算金に相当する額として知事が定める額との合計額（以下「特別還付金」という。）を、支給することができる。ただし、当該対象保険年金に係る納税義務者等が、次項に規定する協定により特別還付金の支給を市町から受けることができる場合は、この限りでない。

44 知事は、市町との間で特別還付金の支給に関する協定を締結するものとする。この場合において、当該市町が当該協定に基づき、対象保険年金に係る納税義務者等からの申請により、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、特別還付金を支給したときは、当該市町に対して当該特別還付金に相当する額を交付するものとする。

45 前2項で定めるもののほか、特別還付金の支給に関し必要な事項は、知事が定める。

31 略

32～41 略

第2

改正後

改正前

附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

29 略

(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

30 法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第16項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告等の手続)

31 法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の2第2項、第50条又は第52条第1項の規定の適用については、これらの規定中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

32 略

33～47 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1の表中第33条の改正規定 平成24年1月1日
 - (2) 第2の表の改正部分 平成23年10月20日

附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

29 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

30 略

31～45 略

- 2 第1の表の改正部分による改正後の附則第31項の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。
(罰則に関する経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。